

平塚市環境基本計画 (2017年～2026年) ～中間見直し概要版～

1. 中間見直しの背景・趣旨

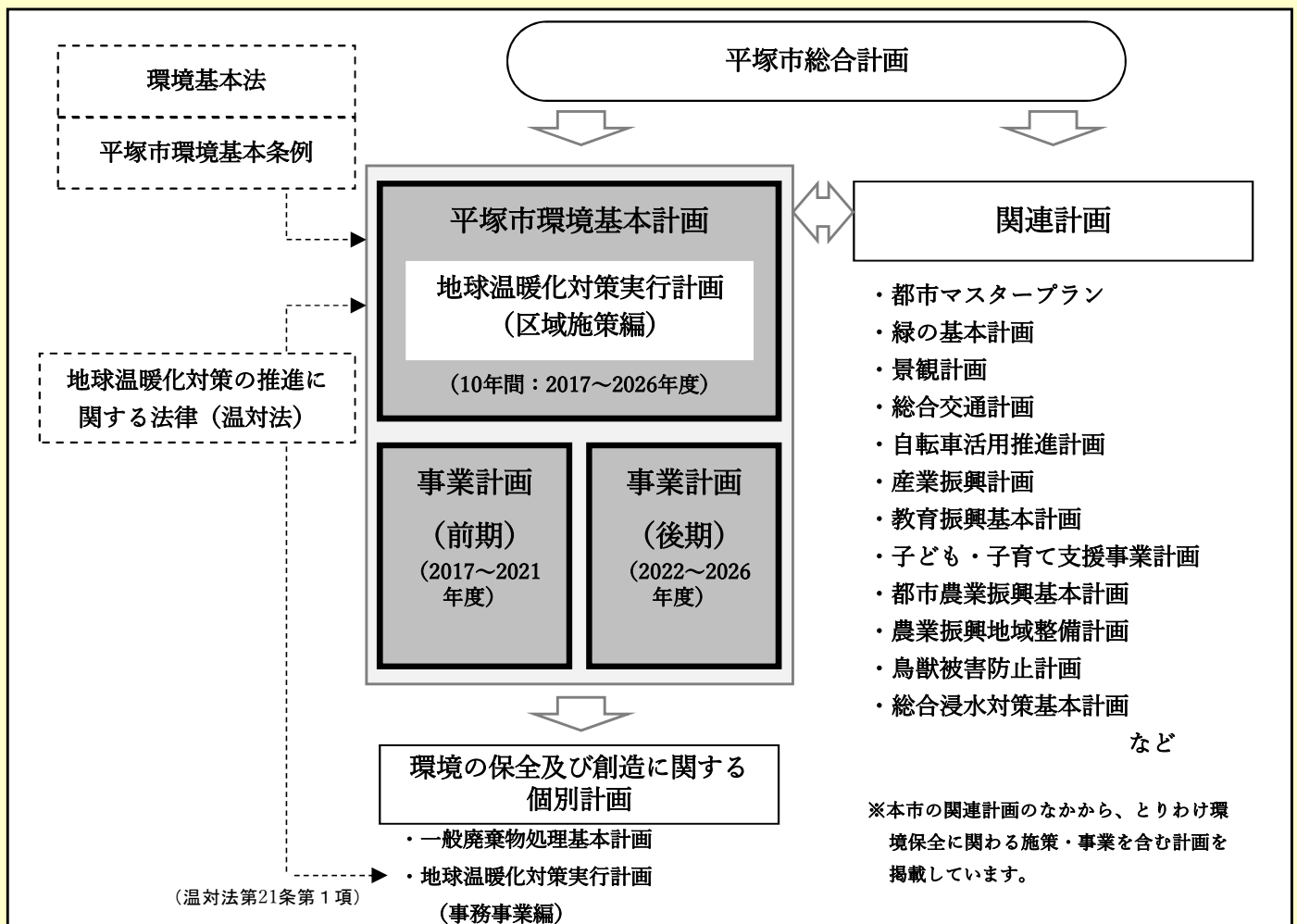
2017年3月に、「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」を策定し、「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち」を目指し、環境の保全や創造に取り組んできました。策定以降、地球温暖化の影響による気候変動問題をはじめとし、環境にかかわる様々な問題は変化してきています。

この度、計画期間が中間年を迎えたことから、これらの環境問題の変化に対応し、より自然と人との共生や脱炭素社会の構築を進め、より実効性のある計画とするため、中間年度にあたる2021年度に見直しを行いました。

2. 中間見直し後の計画期間

2022年度～2026年度の5年間とします。

3. 計画の位置づけ



4. 中間見直しの主なポイント

(1) カーボンニュートラル

2020年に、首相により二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量との収支バランスが取れている社会の実現に向け、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが宣言されました。

また、カーボンニュートラルの実現に向け、2030年までに集中して行う施策・取組の行程と具体策を示す、「地域脱炭素ロードマップ」が国・地方脱炭素実現会議において、決定されました。

本市も、脱炭素社会の実現に向けて、取組を推進します。

【一般家庭・事業者】

- ・COOL CHOICEをはじめとした、環境配慮行動への呼びかけ
- ・太陽光発電設備や環境性能の高い住宅の導入促進
- ・電気自動車や省エネ機器の導入促進 など

【市域全体】

- ・再生可能エネルギーを地産地消できる仕組みの検討
- ・地域の脱炭素化に向けた取組の推進
- ・波力発電など、地域資源を活用した新産業の創出の促進 など

【市役所】

- ・公共施設への太陽光発電設備の導入
- ・再生可能エネルギー100%の電力調達
- ・環境事業センターの焼却熱を利用して発電された電力のさらなる利活用 など

(2) 温室効果ガス削減目標

2021年4月に、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、中期目標となる2030年度における温室効果ガスの削減目標が、26%から46%に引き上げられました。また、2021年の温対法の一部改正に伴い、国の地球温暖化対策計画が見直され、温室効果ガスの排出削減目標が新たに設定されます。

本市は、国の中期目標を考慮し、二酸化炭素排出削減目標を設定しているため、目標数値を見直します。

●平塚市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

市域全体の削減目標	2026年度までに2013年度比34.9%削減
部門別削減目標	2026年度までに部門別排出量を削減〔2013年度比〕 産業部門：産業部門の排出量を28.8%削減 民生業務部門：民生業務部門の排出量を39.2%削減 民生家庭部門：民生家庭部門の排出量を50.7%削減 運輸部門：運輸部門の排出量を26.6%削減 廃棄物部門：廃棄物部門の排出量を11.4%削減

※削減目標は、2021年9月に環境省と経済産業省が実施したパブリックコメントの「地球温暖化対策計画（案）」の数値を参考に計算しています。

※本市の削減目標は、国の中期目標における二酸化炭素排出削減率を本市において達成するように、目標設定しました。ただし、国の中期目標は、2030年度までの削減率ですので、本市では、2026年度時点までに必要な二酸化炭素削減率を目標としました。今後の取組の進行や国の削減目標の見直しなどを踏まえ、必要に応じて目標の改定について検討します。

中間見直しの主なポイント

(3) 気候変動への適応策

従来、気候変動対策とは、温室効果ガス排出削減対策（いわゆる緩和策）を指していました。しかし、高温や豪雨など気候変動による影響が顕在化してきたことで、被害の軽減、回避など適切に対応（適応策）することが求められるようになり、2018年に気候変動適応法が制定されました。

本市も、この適応に関する考え方を踏まえた取組を進める必要があるため、分野別の取組として、気候変動に対する適応について、新たに項目を追加しました。

※新たな項目は、4 ページに「★」がついています。

【ヒートアイランド対策の推進】

- ・ 緑と水を活用した熱対策
- ・ 人工排熱抑制のための、家庭や事業所における省エネルギー対策

【風水害対策の強化】

- ・ 災害時に的確な避難情報の発令、適切な応急対策
- ・ 国、県、関係機関等との連携を深め、災害対策本部機能強化に向けた体制整備や訓練を実施

【熱中症対策の推進】

- ・ 熱中症警戒アラートの情報展開やそれを活用した熱中症予防
- ・ 熱中症予防にノウハウのある民間企業と連携し、熱中症対策の啓発

(4) 循環型社会の動向

国において、2018年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、環境・経済・社会の側面における統合的取組の促進が不可欠とされました。また、本市では、2021年に「一般廃棄物処理基本計画」を改定したことから、改定内容を踏まえた取組を進める必要があります。

【廃棄物の発生抑制】

- ・ 5 R(※)の推進によるごみの減量化
- ・ 容器包装廃棄物の削減や食品ロスの削減対策

【廃棄物の適正処理・資源化】

- ・ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に向けた研究

※本計画でいう「5 R」は、「平塚市一般廃棄物処理基本計画」と同様に、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）、Renewable（リニューアブル）の5つのRを指しています。

(5) 生物多様性の保全

本市では、ひらつか生物多様性推進協議会との協働で、自然環境評価書の策定に取り組んでいます。これをもとに「平塚市生物多様性保全アクションプラン」（仮称）を策定します。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）

平塚市もSDGsの理念を踏まえた取組を進める必要があります。第6章の分野別施策で、関連したSDGsのアイコンを掲載しました。

5. 環境の分野別の取組

「★」は、中間見直しに伴い、新たな項目として追加した箇所です。

分 野	施策の柱	施 策
1 安全な生活環境を確保します (生活環境分野)     	1-1 大気環境・水環境を保全します	・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進
	1-2 安全で快適な生活環境を確保します	・化学物質対策の促進 ・土壌汚染・地下水汚染への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
2 自然環境を保全・再生します (自然環境分野)    	2-1 生物多様性を保全します	・生物多様性の保全対策の推進
	2-2 里山を保全・再生します	・里山の保全・再生とふれあいの推進
	2-3 水辺の自然を再生します	・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	2-4 農地を保全・活用します	・農業の活性化、農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進
3 快適な都市環境を保全・創造します (都市環境分野)      	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくりまします	・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	3-2 環境共生型のまちをつくりまします	・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進
	3-3 ★ 気候変動に適応したまちをつくりまします	・ヒートアイランド対策の推進 ・風水害対策の強化 ★ ・熱中症対策の推進 ★
4 地球環境保全へ貢献します (地球環境分野)         	4-1 脱炭素社会の実現に向けて取り組みまします	・脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進 ・再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進 ・市の事業活動における環境への配慮
	4-2 循環型社会の実現に向けて取り組みまします	・廃棄物の発生抑制・適正処理・資源化の推進 ・不法投棄防止対策の推進
5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します (環境保全活動等)      	5-1 環境教育・環境学習を推進します	・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実
	5-2 市民等の取組や連携を支援します	・市民活動や企業の取組に対する支援